

[証券コード：8519]

平成27年5月7日

株 主 各 位

東京都港区芝一丁目5番9号

ポケットカード株式会社

代表取締役社長 渡 辺 恵 一

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年5月21日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年5月22日（金曜日）午前10時
（なお、受付開始時間は、午前9時とさせていただきます。）
2. 場 所 東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館1階
ベルサール三田
（末尾の会場のご案内をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第33期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）事業報告の内容及び
計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.pocketcard.co.jp/ir>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減の長期化により、個人消費や生産など一部に弱い動きがみられ、また米国の金融緩和縮小による影響、中国・新興国経済の成長鈍化など、海外景気が景気の下押しリスクとなりましたが、政府の各種政策効果を背景に、企業収益や雇用情勢に改善がみられるなど、経済全体では緩やかな回復の動きがみられました。

クレジットカード業界につきましては、カードショッピングは、サービス内容の多様化やカード決済範囲の拡大等、利便性の向上を背景に引き続き拡大傾向を維持しましたが、一方でカードキャッシングは、取扱高において改善傾向がみられるものの、貸金業法改正に伴う総量規制の影響等により融資残高は引き続き減少する等厳しい環境となりました。

このような環境の中、当社は「暮らしに密着した付加価値の高いサービスを創造する」を企業ビジョンに掲げ、中部地方を中心にホームセンターを展開する㈱カーマ（平成27年3月1日付でDCMカーマ㈱に社名変更しております。）との提携による事業者向けクレジットカード「カーマ・ビジネスカード」の発行やご利用可能枠最大500万円・最低利率4.40%の個人向け無担保ローンカード「F（エフ）マネーカード」の発行など、新たな商品・サービスの開発、営業ネットワークの拡大に向けた取り組みを進めました。

当事業年度における当社の営業収益につきましては、信用購入あっせん部門は、成長戦略の中核を担う「ファミマTカード事業」の拡大に伴い、ショッピングリボ残高が堅調に推移したこと等により、信用購入あっせん収益は238億64百万円（前期比13.1%増）となりました。一方、融資部門は、総量規制の影響等により引き続き残高が減少し、融資収益は78億82百万円（同20.9%減）となりました。

以上の結果、営業収益全体では355億10百万円（同3.9%増）となりました。

営業費用につきましては、調達金利の低下に伴う金融費用の減少等があったものの、利息返還関連費用等の各種販売管理費の増加により312億7百万円（同5.9%増）となりました。

以上の結果、営業利益43億3百万円（同8.8%減）、経常利益43億28百万円（同8.8%減）、当期純利益22億1百万円（同19.5%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は9億84百万円であります。その主な内訳は、基幹システムの拡充及びWEB入会システムの更改等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中において、平成26年11月21日付で第17回無担保普通社債100億円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社の属するクレジットカード業界は、貸金業法改正に伴う総量規制の影響等により、カードキャッシングは引き続き厳しい環境が続くと予想されますが、一方で決済領域の拡大や特典・サービスの多様化を背景にしたカードショッピングの継続的な拡大など、中期的に業界環境は好転に向かうものと見込まれます。

このような中、当社は①成長戦略としてのファミマTカード事業の拡大 ②収益構造の変革と多様化 ③サービス&オペレーションの競争力強化 ④コンプライアンス体制の継続的強化の4点を引き続き重点取り組み課題として掲げ、さらなる企業価値、企業競争力の向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成23年度 第30期	平成24年度 第31期	平成25年度 第32期	平成26年度 第33期(当期)
	自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日	自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日	自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日	自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日
営業収益	32,088百万円	31,538百万円	34,174百万円	35,510百万円
経常利益	1,423百万円	2,759百万円	4,745百万円	4,328百万円
当期純利益	333百万円	2,640百万円	2,733百万円	2,201百万円
1株当たり当期純利益	4円34銭	33円74銭	34円93銭	28円13銭
自己資本比率	31.3%	24.7%	23.9%	24.1%
総資産額	166,525百万円	219,082百万円	234,734百万円	238,621百万円
純資産額	52,089百万円	54,082百万円	56,122百万円	57,600百万円
1株当たり純資産額	665円66銭	691円14銭	717円21銭	736円09銭

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 第33期(当期)の状況につきましては、「1. 会社の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当事業年度末において、当社の親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

当事業年度末において、当社の子会社はありません。

③ その他の関係会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
㈱三井住友フィナンシャルグループ	2,337,895	35.5 (35.5)	銀行持株会社
㈱三井住友銀行	1,770,996	35.5	銀行業
伊藤忠商事(㈱)	253,448	27.0 [15.0]	総合商社
㈱ファミリーマート	16,658	15.0	コンビニエンスストア 事業

(注) 1. 出資比率は小数点第2位以下を切捨てて表示しております。

2. 出資比率欄の()内は間接所有割合(内書)であります。

3. 出資比率欄の[]内は緊密な者又は同意している者の所有割合(外書)であります。

(7) 主要な事業内容

当社の主要な事業内容は金融サービス事業であります。主要な部門内容は信用購入あっせん部門、融資部門であります。

(8) 営業所の状況

名称	所在地
本 社	東京都港区
池袋オフィス	東京都豊島区
新大阪センター	大阪市淀川区
近畿支店	大阪市淀川区
九州支店	福岡市博多区

(9) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
354名	4名(増)	41歳5ヶ月	12年5ヶ月

(注) 1. 使用人数の中には、嘱託及びパートタイマーを含んでおりません。
2. 使用人数は、就業人員数により記載しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
(株)三井住友銀行	37,895百万円
(株)あおぞら銀行	15,000百万円
三井住友信託銀行(株)	10,000百万円
(株)新生銀行	10,000百万円

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要な事項であると位置付け、株主の皆さまへの適正な利益還元を実現すると共に、事業の拡大及び企業競争力の強化のための内部留保を行うことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。また当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金は、5円（1株につき5円のうち中間配当実施のため通期では10円）の普通配当の実施を平成27年4月9日開催の取締役会において決議する予定であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 158,150,000株
(2) 発行済株式の総数 78,251,219株
(自己株式数1,072,625株を除く。)
(3) 株主数 11,259名
(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
(株)三井住友銀行	27,788千株	35.5%
伊藤忠商事(株)	21,130千株	27.0%
(株)ファミリーマート	11,739千株	15.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	2,399千株	3.0%
日本マスタートラスト信託銀行(株)	1,102千株	1.4%
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーティー (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	1,091千株	1.3%
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	422千株	0.5%
三井住友信託銀行(株)	376千株	0.4%
CBLDN KIA FUND 136 (常任代理人 シティバンク銀行(株))	359千株	0.4%
資産管理サービス信託銀行(株)	348千株	0.4%

(注) 1. 持株比率は、自己株式(1,072,625株)を控除して計算し、小数点第2位以下を切捨てて表示しております。

2. 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	2,399千株
日本マスタートラスト信託銀行(株)	1,102千株
資産管理サービス信託銀行(株)	348千株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡辺 恵一		
取締役副社長	杉原 弘隆	営業グループ管掌	
取締役	渡邊 博	常務執行役員最高情報責任者 (CIO) 兼最高リスク管理責任者 (CRO) 管理グループ管掌	
取締役	塚本 良輔	常務執行役員最高財務責任者 (CFO) 企画グループ管掌	
取締役	長谷 一雄		弁護士
取締役	小松崎 行彦		㈱ファミリーマート常務取締役 常務執行役員経理財務本部長 (兼)コスト構造改革委員長
取締役	加藤 修一		伊藤忠商事㈱金融ビジネス部長
監査役(常勤)	市瀬 友洋		
監査役	角野 俊樹		伊藤忠商事㈱住生活・情報事業・ リスク管理室長
監査役	田辺 則紀		㈱ファミリーマート監査役(常勤)
監査役	横山 友之		公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役長谷一雄、小松崎行彦及び加藤修一の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役角野俊樹、田辺則紀及び横山友之の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役市瀬友洋及び角野俊樹の両氏は主に金融機関での職務経験により、監査役田辺則紀氏は東京証券取引所市場第一部上場企業における監査役としての職務経験により、監査役横山友之氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、執行役員制度を導入しており、当事業年度末における執行役員は11名であります。なお、取締役のうち渡邊博及び塚本良輔の両氏は執行役員を兼務しております。
5. 当社は、取締役長谷一雄及び監査役横山友之の両氏は㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として選任し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員(名)	報酬等の額(百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	9(4)	102(14)
監 査 役 (うち社外監査役)	4(3)	25(10)
合 計	13	128

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末日の役員数は、取締役7名、監査役4名、合計11名であります。上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、平成26年5月23日に退任した取締役2名分が含まれているためであります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成7年5月24日開催の定時株主総会において年額200百万円と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成14年5月21日開催の定時株主総会において年額45百万円と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職状況（他の法人等の業務執行取締役等である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼職先会社名	重要な兼職の内容	関 係
社外取締役	長 谷 一 雄		弁護士	
	小松崎 行 彦	㈱ファミリーマート	常務取締役 常務執行役員 経理財務本部長(兼) コスト構造改革委員長	その他の関係会社
	加 藤 修 一	伊藤忠商事㈱	金融ビジネス部長	その他の関係会社
社外監査役	角 野 俊 樹	伊藤忠商事㈱	住生活・情報事業・リスク管理 室長	その他の関係会社
	横 山 友 之		公認会計士・税理士	

- ② 他の法人等との重要な兼職状況（他の法人等の社外役員等である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼職先会社名	重要な兼職の内容	関 係
社外監査役	田 辺 則 紀	㈱ファミリーマート	常勤監査役	その他の関係会社

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	長 谷 一 雄	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、議案・審議等につき、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス体制の強化に資する発言を行っております。
社外取締役	小松崎 行 彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、議案・審議等につき、重要関連会社との連携強化の観点から、当社の企業価値の最大化に資する発言を行っております。
社外取締役	加 藤 修 一	取締役就任後に開催された取締役会10回のすべてに出席し、議案・審議等につき、重要関連会社との連携強化の観点から、当社の企業価値の最大化に資する発言を行っております。
社外監査役	角 野 俊 樹	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、監査役会11回のすべてに出席し、必要に応じ、会社経営に関する幅広い経験・知識から、当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。
社外監査役	田 辺 則 紀	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、監査役会11回のすべてに出席し、必要に応じ、会社経営に関する幅広い経験・知識から、当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。
社外監査役	横 山 友 之	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、監査役会11回のすべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年5月26日開催の第24回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社は社外取締役及び社外監査役の全員と責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	41百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、社債発行に係るコンフォート・レター作成についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において「内部統制システムに係わる基本方針」を決議いたしました。また、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化、関連法令の施行に伴う変更等、見直しを行い、平成27年3月27日開催の取締役会において同方針を改定いたしました。改定後の内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行の法令・定款適合性確保

- ① 取締役会を定期的で開催し、社外取締役を選任する等、取締役が相互に職務執行の法令及び定款適合性を監視するための十分な態勢を構築する。
- ② 法的リスクを評価して対応方針の決定を行い、コントロールすべき法令違反リスクとして、個人情報保護法、割賦販売法、貸金業法、金融商品取引法、保険業法、銀行法等を把握している。
- ③ コンプライアンス室管掌役員を統括責任者として定め、コンプライアンス室を事務局として全社的な法令等の遵守に関する管理及び統括を行う。加えて、各部室にコンプライアンス責任者・コンプライアンスオフィサーを置いて管理を行う。また、コンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンスの重要な事案を審議し、善後策、再発防止策を講じるとともに、重大な影響を与える事案については、取締役会での報告を行う。
- ④ コンプライアンス室は、各部室からのコンプライアンス定例報告や月2回コンプライアンスデー（コンプライアンス研修）の制度化を行い、また、半期に1回営業会議や業務グループ会議等に参加し、教育・研修を行う。
- ⑤ 従業員からのコンプライアンス相談窓口として、コンプライアンスホットラインを設置する。
- ⑥ 社内規程等（ポリシー、基本規程、リスクごとのガイドライン・マニュアル）を整備する。
- ⑦ 財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法、金融商品取引所規則等との適合性を確保するため、内部統制室を配置する。
- ⑧ 貸金業法については、法令及び日本貸金業協会の定める自主規制基本規則等との適合性を確保するため、リスク管理部がモニタリング・検証を行い、監査部が監査を行う。
- ⑨ 割賦販売法については、法令及び日本クレジット協会の定める自主規制規則等との適合性を確保するため、リスク管理部がモニタリング・検証を行い、監査部が監査を行う。
- ⑩ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理

- ① 社内規程・議事録・稟議書・契約書・人事関連文書・権利証書・行政関係文書について、保存・管理を行う。
- ② 人事総務部管掌役員を統括責任者とし、人事総務部を事務局部室として、取締役の職務執行に係る情報を文書管理規程等に従い、保存・管理する。
- ③ 文書名・保存年限・保存部室・担当者を記した明細を作成し、保存・管理責任の所在を明確化し、連番管理・台帳管理を行う。
- ④ 取締役・監査役は、保存管理された情報を文書管理規程に従い、常時閲覧することができる。
- ⑤ 保存すべき文書については、保存方法や台帳管理手法に関し、マニュアル化を行い、可視化する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクを評価して対応方針の決定を行い、コントロールすべきリスクとして、戦略リスク、財務リスク、災害リスク、コンプライアンスリスク、業務リスク、システムリスクを把握する。
- ② リスク管理部管掌役員を統括責任者とし、事務局部室としてリスク管理部を設置し、リスクの評価と対応を行い、全社的なリスク状況の把握を行う。
- ③ リスク管理規程に従い、リスクごとに、責任部室を明確化し、リスクコントロール及びリスクヘッジ体制を整備する。
- ④ 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。
- ⑤ 社内規程等（基本規程、リスクごとのガイドライン・マニュアル）を整備する。
- ⑥ 大規模災害を想定した対応として、防災対策の拡充を図る。

(4) 取締役の職務執行の効率性の確保

- ① 取締役会は、会議を開催して、事業年度ごとに中期経営計画を策定し、中期経営計画を具現化するため、毎期の業績目標・設備投資・新規事業・人的配分を決定する。
- ② 代表取締役は、執行役員制度に基づき、執行役員の職務の執行の効率性を月度で開催する執行役員会を通じ、レビューを行い、その結果に基づき、効率的な意思決定を行う。
- ③ 取締役会は、会議を開催して、月次の業績に対し、コンピューターシステムを活用したデータ化された結果のレビューを定期的に行い、目標に対する評価・分析を行う。また、必要に応じて目標の修正を行う。
- ④ 月次の業績に基づき、目標の修正等がなされた場合は、金融商品取引法及び金融商品取引所の開示基準に従い、IR担当部室を通じて、迅速かつ正確なディスクロージャーを行う。

(5) 企業集団の業務の適正確保

- ① 業績・経営状況に影響を及ぼす重要な事項について、適時適正な報告を関係会社に行う。
- ② 情報の保存・管理、リスク管理、コンプライアンス体制について、個社ごとに管理をするが、関係会社への報告を行い、必要に応じ、情報交換を行う。
- ③ 関係会社と関係会社以外の株主の利益が相反するおそれのある取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず、取締役会で意思決定を行う。また、その決定の公正性を客観的に担保するため、関係会社から独立した社外取締役または社外監査役を、最低1名選任する。
- ④ 子会社の管理は、関係会社管理規程に基づき行うものとし、定期的に報告を受ける。また、必要に応じて、モニタリングを実施する。
- ⑤ 当社監査役及び監査部は、必要に応じて子会社の監査役並びに監査部室とリスク管理、コンプライアンスについて協議を行い、それに基づき内部管理体制全般のモニタリングを行う。

(6) 監査役の補助使用人

監査役の職務を補助する使用人を置く。

(7) 監査役の補助使用人の独立性及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性確保

- ① 監査役の補助使用人の人事評価・異動は、監査役会の承認を得るものとする。
- ② 取締役及び使用人は、監査役の補助使用人が監査役の指示の下に行った業務により、当該使用人に対し不利な取扱いをしない。
- ③ 監査役の補助使用人は、他部室との兼任を禁止する。
- ④ 監査役の補助使用人は、監査役の指示に基づき監査役の職務執行の補助を行う。

(8) 取締役及び使用人の監査役への報告並びに報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、経営及び事業遂行に関する事項について、月例で経営企画部から報告を受ける。
- ② 監査役は、コンプライアンス室が各部室から報告を受けた事案を月例で報告を受ける。
- ③ 監査役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、会社の経営等に重大な影響のある事実、コンプライアンス室が報告を受けた事案で社長に報告する等特に重大な事案、内部通報の受付事案について随時報告を受ける。
- ④ 取締役及び使用人は、監査役に報告を行った者に対し不利な取扱いをしない。

(9) 監査役の職務の執行について生じる費用等の請求に係る方針

取締役及び使用人は、監査役が職務の執行のために生じる費用等の請求を行った場合は、所定の手続に従いこれに応じる。

(10) その他監査の実効性確保

- ① 監査役は、重要な業務執行に関わる会議への出席及び意見陳述の権限を有する。
- ② 監査役は、取締役及び使用人に対する調査（会社の業務及び財産の状況等の調査）の権限を有する。
- ③ 監査役は、コンプライアンス室・監査部との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図る。

貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	229,002	流 動 負 債	93,545
現 金 及 び 預 金	9,493	買 掛 金	11,367
割 賦 売 掛 金	175,318	短 期 借 入 金	14,000
営 業 貸 付 金	47,239	1年内返済予定の長期借入金	40,153
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	236	1年内返済予定の関係会社長期借入金	11,480
前 払 費 用	258	コマーシャル・ペーパー	8,000
繰 延 税 金 資 産	3,364	1年内返済予定の債権流動化債務	3,978
そ の 他	6,968	未 払 金	2,305
貸 倒 引 当 金	△13,876	未 払 費 用	219
固 定 資 産	9,618	未 払 法 人 税 等	816
有 形 固 定 資 産	362	預 り 金	846
建 物	60	賞 与 引 当 金	135
器 具 備 品	301	イ ン ト 引 当 金	217
無 形 固 定 資 産	4,685	そ の 他	26
の れ ん	2,262	固 定 負 債	87,475
ソ フ ト ウ エ ア	2,328	社 債	20,000
そ の 他	94	長 期 借 入 金	45,375
投 資 そ の 他 の 資 産	4,570	関 係 社 借 入 金	12,415
投 資 有 価 証 券	136	退 職 給 付 引 当 金	393
長 期 前 払 費 用	158	利 息 返 還 損 失 引 当 金	9,276
前 払 年 金 費 用	29	そ の 他	14
繰 延 税 金 資 産	3,600	負 債 合 計	181,020
そ の 他	676	純 資 産 の 部	
貸 倒 引 当 金	△31	株 主 資 本	57,593
資 産 合 計	238,621	資 本	14,374
		資 本 剰 余 金	15,816
		資 本 準 備 金	15,664
		そ の 他 資 本 剰 余 金	152
		利 益 剰 余 金	28,703
		利 益 準 備 金	509
		そ の 他 利 益 剰 余 金	28,193
		別 途 積 立 金	24,285
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,908
		自 己 株 式	△1,300
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	6
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6
		純 資 産 合 計	57,600
		負 債 純 資 産 合 計	238,621

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位:百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
信用購入あっせん収益	23,864	
融資収益	7,882	
その他の収益	3,764	35,510
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	29,747	
金融費用	1,459	31,207
営業利益		4,303
営業外収益		
雑収入	33	33
営業外費用		
雑損失	8	8
経常利益		4,328
特別損失		
減損損失	19	19
税引前当期純利益		4,309
法人税、住民税及び事業税	1,403	
法人税等調整額	704	2,108
当期純利益		2,201

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	14,374	15,664	152	15,816	509	24,285	2,430	27,225	△1,300	56,116
当期変動額										
剰余金の配当							△723	△723		△723
当期純利益							2,201	2,201		2,201
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			△0	△0					0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	△0	△0	—	—	1,477	1,477	△0	1,477
当期末残高	14,374	15,664	152	15,816	509	24,285	3,908	28,703	△1,300	57,593

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6	6	56,122
当期変動額			
剰余金の配当			△723
当期純利益			2,201
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,477
当期末残高	6	6	57,600

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

・貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～22年

器具備品 3～20年

また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントによる費用負担に備えるため、当事業年度末における費用負担見込額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- (5) 利息返還損失引当金 利息制限法上の上限金利を超過して支払われた利息の返還による損失に備えるため、当事業年度末における損失発生見込額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
- (1) 包括信用購入あっせん 顧客手数料……………期日到来基準による残債方式
加盟店手数料……………発生基準
- (2) 個別信用購入あっせん 顧客手数料……………期日到来基準による残債方式
加盟店手数料……………発生基準
- (3) 融資 発生基準による残債方式
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (2) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 原則として、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- ・ヘッジ手段…金利スワップ
 - ・ヘッジ対象…借入金
- ③ ヘッジ方針 財務活動に係る金利変動リスクをヘッジする目的に限定し、デリバティブ取引を行っております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- (3) のれんの償却方法及び償却期間 10年間で均等償却しております。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」(当事業年度5,534百万円)及び「保証求償権」(当事業年度1,427百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「無形固定資産」の「ソフトウェア仮勘定」(当事業年度90百万円)及び「電話加入権」(当事業年度4百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「差入保証金」(当事業年度542百万円)及び「施設利用権」(当事業年度19百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,203百万円

2. 割賦売掛金残高

部 門	金 額
包括信用購入あっせん	175,022百万円
個別信用購入あっせん	296百万円
計	175,318百万円

3. 債権の流動化

債権流動化に伴い、当事業年度末において、割賦売掛金3,978百万円を信託受益権として流動化しております。

4. 債権流動化債務

割賦売掛金3,978百万円を信託受益権として流動化したことに伴う資金調達額であります。

5. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務(区分表示したものを除く)

(1) 短期金銭債権 7,375百万円

(2) 短期金銭債務 16,057百万円

6. 貸倒引当金のうち、営業貸付金に優先的に充当されると見込まれる利息返還見積額

4,671百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 営業収益	1,786百万円
(2) 営業費用	1,272百万円

2. 部門別取扱高

部 門	取 扱 高
包括信用購入あっせん	399,390百万円
個別信用購入あっせん	255百万円
融資	31,930百万円
その他	4,808百万円
合計	436,384百万円

3. 金融費用

科 目	金 額
支払利息	1,046百万円
その他の金融費用	413百万円
合計	1,459百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	79,323,844	—	—	79,323,844

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	1,072,331	304	10	1,072,625

(注) 1 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

2 自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年4月10日 取締役会	普通株式	332	4.25	平成26年2月28日	平成26年5月9日
平成26年10月9日 取締役会	普通株式	391	5.00	平成26年8月31日	平成26年11月11日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年4月9日開催の取締役会において次のとおり決議を予定しております。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	391	5.00	平成27年2月28日	平成27年5月8日

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

(1) 流動資産

貸倒引当金	3,047百万円
未払事業税	65百万円
営業債権有税償却	72百万円
賞与引当金	48百万円
ポイント引当金	77百万円
その他	53百万円

計	3,364百万円
---	----------

(2) 固定資産

退職給付引当金	140百万円
利息返還損失引当金	3,305百万円
税務上の営業権	100百万円
減価償却費	1百万円
その他	121百万円

評価性引当額	△54百万円
--------	--------

計	3,615百万円
---	----------

繰延税金資産合計	6,979百万円
----------	----------

(繰延税金負債)

固定負債

その他有価証券評価差額金	△3百万円
--------------	-------

前払年金費用	△10百万円
--------	--------

計	△14百万円
---	--------

繰延税金負債合計	△14百万円
----------	--------

差引：繰延税金資産の純額	6,964百万円
--------------	----------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異要因

法定実効税率	38.0%
--------	-------

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
--------------------	------

住民税等均等割	0.2%
---------	------

税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	7.9%
----------------------	------

のれん償却	3.3%
-------	------

法人税額の特別控除額	△0.3%
------------	-------

その他	△0.4%
-----	-------

税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.9%
-------------------	-------

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、復興特別法人税の課税期間が1年前倒しして終了することになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の38.0%から35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の純額が209百万円減少し、法人税等調整額（借方）が同額増加しております。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降開始する事業年度より法人税等の税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成28年3月1日から平成29年2月28日まで 33.1%

平成29年3月1日以降 32.3%

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産の純額が307百万円減少し、法人税等調整額（借方）が307百万円増加します。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融サービス事業を行っております。当該事業を行うため、資金調達リスクの最小化を企図し、市場の状況や長短のバランスを調整し、金融機関等からの借入による間接調達、社債、コマーシャル・ペーパー及び債権流動化等の直接調達により資金調達を行っております。

また、資金調達における金利の急激な変動が収益に与える影響を軽減化する目的で、金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を利用することは行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として金融サービス事業による割賦売掛金及び営業貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパー等の有利子負債は、一定の環境のもとで当社が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社では、法令及び社内関連規程に従い、割賦売掛金及び営業貸付金に係る信用リスクの軽減に努めております。

貸付審査、与信限度額の設定、信用情報管理、途上与信管理、問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し、運営しております。法令や社会情勢の変化、債権内容の状況等を勘案しながら、与信基準の見直しを適宜行っております。

また、クレジットリスク管理委員会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を報告・審議するとともに、内部監査規程に基づき、監査部室が定期的に与信運営の妥当性を検証することにより、適切な与信運営を実施する管理体制を構築しております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関等とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

i. 市場リスクの管理

当社は、金利変動リスクを抑制するため、社債の発行など資金調達手段の多様化や固定金利での資金調達及び金利スワップ取引を利用しております。

なお、デリバティブ取引については、社内規程により、執行・管理を行っております。デリバティブの取引状況は、当社の担当役員に定期的に報告されております。

投資有価証券については、時価や発行体の財務状況等を把握し、管理を行っております。

ii. 市場リスクに係る定量的情報

当社において、金利の変動リスクの影響を受ける金融負債である「長期借入金（関係会社長期借入金含む）」等については、期末後1年程度の金利変動の影響分析を実施しております。

金利以外の全てのリスク変数が一定であることを仮定し、平成27年2月28日現在の調達金利が10ベース・ポイント（0.1%）上昇したものと想定した場合には、翌事業年度の税引前当期純利益が46百万円減少し、10ベース・ポイント（0.1%）下落したものと想定した場合には、翌事業年度の税引前当期純利益が46百万円増加するものと把握しております。当影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用した場合、当該価額が異なる場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（(注)2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金 (※1)	9,493	9,493	—
(2)割賦売掛金 (※2)	175,318		
貸倒引当金	△6,449		
	168,869	205,172	36,302
(3)営業貸付金 (※3)	47,239		
貸倒引当金	△6,152		
	41,087	51,428	10,340
(4)投資有価証券 (※4)			
その他有価証券	22	22	—
資産計	219,472	266,115	46,642
(1)買掛金 (※5)	11,367	11,367	—
(2)短期借入金 (※6)	14,000	14,000	—
(3)コマーシャル・ペーパー (※7)	8,000	8,000	—
(4)社債 (※8)	20,000	20,095	95
(5)1年内返済予定の長期借入金及び 長期借入金 (※9)	109,424	109,280	△143
(6)1年内返済予定の債権流動化債務 (※10)	3,978	3,981	3
負債計	166,769	166,725	△44
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(※1) 現金及び預金

預金はすべて預け入れ期間が短期であるため、時価は帳簿価額と近似しており、当該帳簿価額を時価としております。

(※2) 割賦売掛金及び(※3) 営業貸付金

期末日現在の残高について、回収可能性を加味した元利金の見積将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いた現在価値を時価としております。貸倒懸念債権については時価は貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しているものと想定されるため、当該価額を時価としております。

(※4) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券として保有しており、株式の時価は取引所の価格によっております。

負債

(※5) 買掛金、(※6) 短期借入金及び(※7) コマーシャル・ペーパー

買掛金、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似しており、当該帳簿価額を時価としております。

(※8) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものについては市場価格に基づき、市場価格の無いものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(※9) 1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

長期借入金（関係会社長期借入金含む）は、一定期間毎に区分した元利金の合計額を、当事業年度において新たに締結した同種の借入契約の加重平均利率で割り引いて時価を算定しております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（関係会社長期借入金含む）の元利金の合計額は、当該金利スワップと一体として処理された金額を使用しております。

(※10) 1年内返済予定の債権流動化債務

債権流動化債務は、一定期間毎に区分した元利金の合計額を、当事業年度において新たに締結した長期借入契約の加重平均利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式(※)	114

(※) 非上場株式は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	9,493	—	—	—	—	—
割賦売掛金(※)	85,987	26,201	24,588	12,313	3,516	10,237
営業貸付金(※)	14,285	12,363	7,126	3,488	1,000	1,040
合計	109,765	38,565	31,714	15,801	4,517	11,278

(※) 割賦売掛金及び営業貸付金のうち償還予定が見込めない貸倒懸念債権等(20,409百万円)は、含まれておりません。

(注) 4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
短期借入金	14,000	—	—	—	—
コマーシャル・ペーパー	8,000	—	—	—	—
社債	—	—	—	10,000	10,000
長期借入金(※)	51,633	22,538	16,146	7,994	11,113
債権流動化債務	3,978	—	—	—	—
合計	77,611	22,538	16,146	17,994	21,113

(※) 長期借入金は、「関係会社長期借入金」を含んでおります。

関連当事者との取引に関する注記

(1) 当社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	㈱三井住 友銀行	東京都 千代田 区	1,770,996	銀行業	(被所有) 直接35.5	金 銭 借 入 関 係	資金の借入	借入 161,000 返済 163,362	短期借入金	14,000
									1年内返済 予定の関係 会社長期借 入金	11,480
									関係会社長 期借入金	12,415
							利息の支払	351	未払費用	20
その他の 関係会社	㈱ファミ リーマー ト	東京都 豊島区	16,658	コンビニ エンスス トア事業	(被所有) 直接15.0	顧 客 対 する ク レ ジ ッ ト 決 算 機 能 及 び ポ イ ン ト サ ー ビ ス 機 能 の 付 与 役 員 の 兼 任	クレジット 利用代金の 収納代行	79,014	未収入金	2,527
							収納代行手 数料の支払	160	未払金	19

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 借入は、他行からの資金調達と同様に取締役会決議及び社内規程により決定しており、借入利率は一般市中金利となっております。
 - (2) 収納代行は、取引条件を総合的に勘案し、他の取引と同様に取締役会決議及び社内規程により決定しております。
2. 上記取引金額には、消費税等を含んでおりません。

(2) 当社の兄弟会社及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	㈱ 関西ア ーバン銀 行	大阪市 中央区	47,039	銀行業	—	金 銭 借 入 関係	資金の借入	借入 2,400	1年内返済 予定の長期 借入金	1,986
								返済 2,051	長期借入金	1,323
							利息の支払	24	未払費用	0
その他の 関係会社 の子会社	㈱ みなと 銀行	神戸市 中央区	27,484	銀行業	—	金 銭 借 入 関係	資金の借入	借入 2,500	1年内返済 予定の長期 借入金	1,587
								返済 1,794	長期借入金	1,380
							利息の支払	19	未払費用	0

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入は、他行からの資金調達と同様に取締役会決議及び社内規程により決定しており、借入利率は一般市中金利となっております。

2. 上記取引金額には、消費税等を含んでおりません。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 736円09銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 28円13銭 |

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年4月6日

ポケットカード株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 康彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 円 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ポケットカード株式会社の平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月7日

ポケットカード株式会社	監査役会
常勤監査役 市瀬友洋	Ⓔ
社外監査役 角野俊樹	Ⓔ
社外監査役 田辺則紀	Ⓔ
社外監査役 横山友之	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法の規定に基づき、現行定款第27条第2項及び第35条第2項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第27条第2項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
(監査役 of 責任免除) 第35条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。	(監査役 of 責任免除) 第35条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第2号議案 取締役7名選任の件

現任取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	わたなべ けいいち 渡辺 恵一 (昭和28年7月6日生)	昭和51年4月 ㈱三井銀行（現 ㈱三井住友銀行）入行 平成14年10月 同行銀座法人営業第一部長 平成15年10月 当社常務執行役員 平成17年5月 当社取締役兼常務執行役員企画グループ管掌 兼財務経理グループ管掌 平成19年5月 当社取締役兼専務執行役員最高財務責任者（CFO） 人事総務部・リスク管理部・経理部・財務部担当 平成21年5月 当社代表取締役社長（現任）	29,700株
2	すぎはら ひろたか 杉原 弘隆 (昭和31年8月6日生)	昭和56年4月 伊藤忠商事㈱入社 平成6年5月 同社アジア総支配人付（香港駐在） 平成16年4月 同社金融事業開発部長 平成17年4月 ㈱オリエントコーポレーション出向（執行役員） 平成19年7月 伊藤忠商事㈱金融部門長代行兼金融リーテイル推進部長 平成20年4月 同社金融・不動産・保険・物流経営企画部長 平成22年4月 同社金融・保険部門長代行 平成22年5月 当社取締役（非常勤）（平成22年5月～平成24年5月） 平成24年4月 伊藤忠商事㈱アセアン・南西アジア総支配人補佐 経営企画担当（シンガポール駐在） 平成26年5月 当社取締役副社長営業グループ管掌（現任）	1,000株
3	つかもと りょうすけ 塚本 良輔 (昭和33年3月10日生)	昭和56年4月 ㈱三井銀行（現 ㈱三井住友銀行）入行 平成18年4月 同行横浜駅前法人営業第一部長 平成20年4月 同行横浜駅前法人営業部長 平成21年5月 当社常務執行役員最高財務責任者（CFO） 経営管理室・リスク管理部・経理部担当 平成22年5月 当社取締役兼常務執行役員最高財務責任者 （CFO）企画グループ管掌（現任）	10,600株
4*	ふちもと やすお 淵本 泰生 (昭和35年11月27日生)	昭和59年4月 ㈱住友銀行（現 ㈱三井住友銀行）入行 平成23年4月 同行経堂法人営業部長 平成25年4月 同行監査部上席考査役 平成27年5月 当社顧問（現任）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	ながたにかずお 長谷一雄 (昭和28年9月5日生)	昭和55年4月 第二東京弁護士会登録 昭和60年10月 日本弁護士連合会広報室嘱託 平成5年7月 九段綜合法律事務所設立 平成14年10月 キャピタル・グリーン法律事務所設立 平成16年5月 当社監査役 平成19年3月 キャピタル・グリーン法律事務所を長谷一雄法律事務所へ名称変更(現任) 平成23年5月 当社取締役(現任)	6,100株
6	かとうしゅういち 加藤修一 (昭和40年1月24日生)	昭和62年4月 伊藤忠商事㈱入社 平成2年3月 ブルッキングス研究所出向(ワシントン駐在) 平成12年3月 ITOCHU FINANCE(Europe)plc出向(ロンドン駐在) 平成17年7月 伊藤忠商事㈱為替証券部長代行 平成19年3月 同社金融・不動産・保険・物流経営企画部長代行 平成19年8月 ㈱オリエントコーポレーション出向 平成22年4月 伊藤忠商事㈱金融戦略投資部長代行 平成24年4月 同社金融ビジネス部長 平成26年5月 当社取締役(現任) 平成27年4月 伊藤忠商事㈱金融・保険部門長(現任) (重要な兼職の状況) 伊藤忠商事㈱金融・保険部門長	0株
7*	たままきひろあき 玉巻裕章 (昭和31年7月9日生)	昭和55年4月 伊藤忠商事㈱入社 平成22年4月 同社執行役員繊維原料・テキスタイル部門長 平成23年4月 ㈱ファミリーマート常務執行役員総合企画部担当 平成23年5月 同社取締役 常務執行役員総合企画部担当 平成24年3月 同社常務取締役 常務執行役員総合企画部担当 平成26年3月 同社常務取締役 常務執行役員商品本部長、 (兼)物流・品質管理本部長、(兼)中食構造改革委員長、(兼)物流構造改革委員長 平成27年3月 同社取締役 常務執行役員新規事業開発本部長(現任) (重要な兼職の状況) ㈱ファミリーマート取締役 常務執行役員新規事業開発本部長	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者長谷一雄、加藤修一、玉巻裕章の各氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、長谷一雄氏を独立役員として㈱東京証券取引所に届け出ており、同氏の再任が可決された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. ㈱ファミリーマートは当社の特定関係事業者であり、玉巻裕章氏は同社の業務執行者であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
(1) 社外取締役候補者の選任理由について
長谷一雄氏は、弁護士として企業法務に精通し、その実績・見識については高く評価されており、また、既に当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後引き続き当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

加藤修一氏は、伊藤忠商事㈱において金融部門等に従事され、その実績・見識については高く評価されております。また、既に当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

玉巻裕章氏は、伊藤忠商事㈱及び㈱ファミリーマートにおいて要職を歴任され、その実績・見識については高く評価されていることから、社外取締役として、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断いたしました。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は現行定款第27条において、社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

長谷一雄及び加藤修一の両氏につきましては、現在、当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が可決された場合は継続する予定であります。

玉巻裕章氏の選任が可決された場合は、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

5. *印は新任取締役候補者であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

現任監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1*	さ の ひでかず 佐野 秀一 (昭和33年11月15日生)	昭和57年4月 ㈱住友銀行(現 ㈱三井住友銀行) 入行 平成13年4月 大和証券エスエムビーシー(現 大和証券 ㈱) 出向 平成20年4月 ㈱三井住友銀行投資銀行統括部付部長 平成21年4月 同行アセットファイナンス営業部長 平成23年4月 ㈱リョーサン出向 財経本部本部長代理兼経理 部長 平成24年6月 同社取締役財経本部長(現任)	0株
2	た な べ の り き 田 辺 則 紀 (昭和26年3月5日生)	昭和49年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成18年4月 同社監査部長 平成20年4月 同社審議役監査部長 平成22年5月 ㈱ファミリーマート常勤監査役(現任) 平成23年5月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱ファミリーマート常勤監査役	0株
3	よ こ や ま と も ゆ き 横 山 友 之 (昭和50年6月5日生)	平成14年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人ト ーマツ)入社 平成18年12月 公認会計士登録 平成21年4月 デロイトトーマツFAS(株)(現 デロイトトーマ ツファイナンシャルアドバイザー(株))出向 平成21年7月 横山経営会計事務所設立(現任) 税理士登録 平成23年5月 当社監査役(現任)	5,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4*	よしむら とくいちろう 吉村 徳一郎 (昭和42年6月27日生)	平成2年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成14年4月 ITOCHU FINANCIAL SERVICES, Inc. 出向 (President & CEO) (ニューヨーク駐在) 平成17年4月 伊藤忠商事(株)金融ソリューション部金融ソリューション課長 平成19年4月 伊藤忠キャピタル証券(株)出向 (取締役) 平成23年4月 ITOCHU FINANCE (Europe) plc 出向 (Managing Director) (ロンドン駐在) 平成26年5月 伊藤忠商事(株)財務部市場運用室長代行 平成27年5月 同社住生活・情報カンパニーCFO補佐 (兼) 住生活・情報 事業・リスク管理室長 (現任) (重要な兼職の状況) 伊藤忠商事(株)住生活・情報カンパニーCFO補佐 (兼) 住生活・情報 事業・リスク管理室長	0株

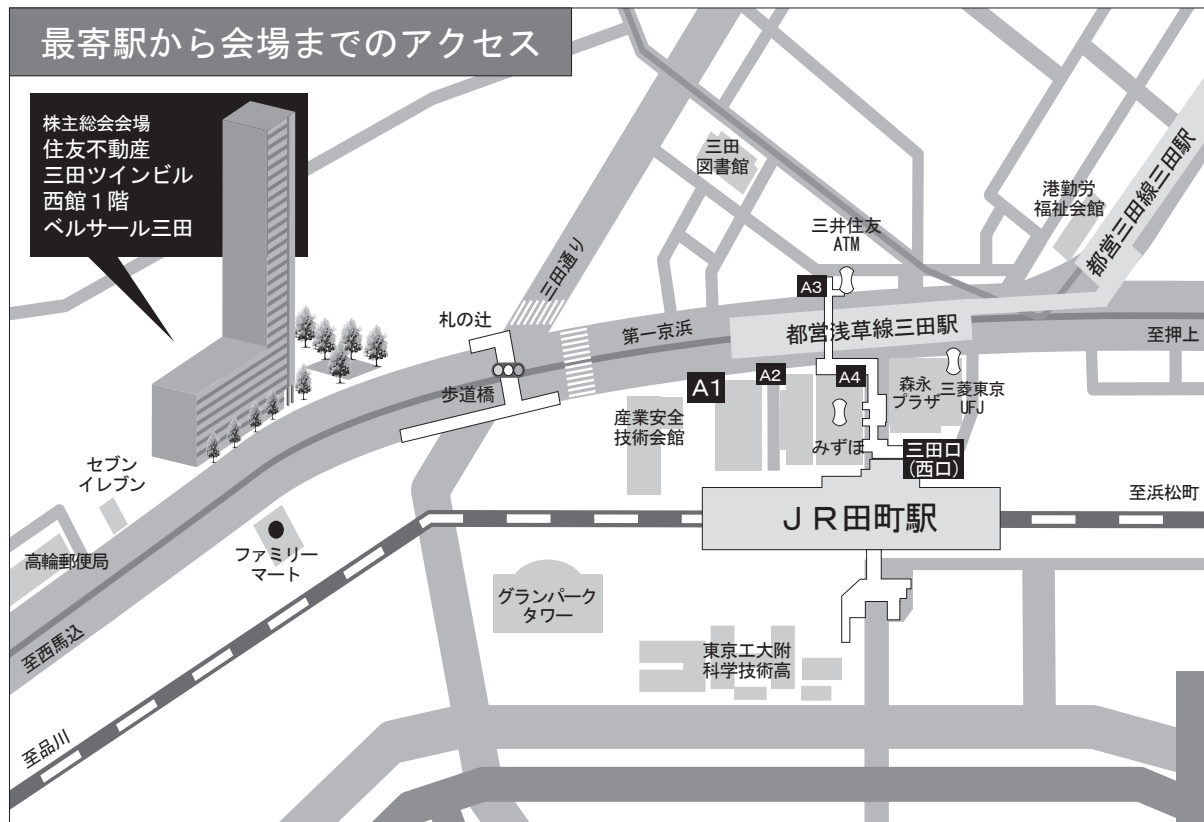
- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者佐野秀一、田辺則紀、横山友之、吉村徳一郎の各氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、横山友之氏を独立役員として(株)東京証券取引所に届け出ており、同氏の再任が可決された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. (株)三井住友銀行は当社の特定関係事業者であり、佐野秀一氏は過去5年間において同社の業務執行者でありました。
4. 社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者の選任理由について
佐野秀一氏は、(株)三井住友銀行等において投資銀行部門等に従事され、その豊富な経験と幅広い見識等を当社の監査に反映できるものと判断いたしました。
田辺則紀氏は、(株)ファミリーマートにおいて常勤監査役として従事され、その豊富な経験と幅広い見識等を当社の監査に反映できるものと判断いたしました。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
横山友之氏は、公認会計士の職務経験を通じて培った高い専門性を活かし、その幅広い見識等を当社の監査に反映できるものと判断いたしました。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
吉村徳一郎氏は、伊藤忠商事(株)において金融部門等に従事され、その豊富な経験と幅広い見識等を当社の監査に反映できるものと判断いたしました。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について
当社は現行定款第35条において、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
田辺則紀及び横山友之の両氏につきましては、現在、当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が可決された場合は継続する予定であります。
佐野秀一及び吉村徳一郎の両氏の選任が可決された場合は、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
5. 佐野秀一氏は、平成27年5月21日をもって、(株)リョーサン取締役経本部長を辞任する予定であります。
6. *印は新任監査役候補者であります。

以上

株主総会会場のご案内

問合せ先 03-5441-3450 (当社代表)

住友不動産三田ツインビル西館 1階 ベルサール三田
東京都港区三田三丁目5番27号



交通機関

JR山手線・京浜東北線 田町駅 三田口(西口) 徒歩8分
都営浅草線・三田線 三田駅 A1出口 徒歩6分

駐車場はございませんので、お車でのご来場は、ご遠慮ください。